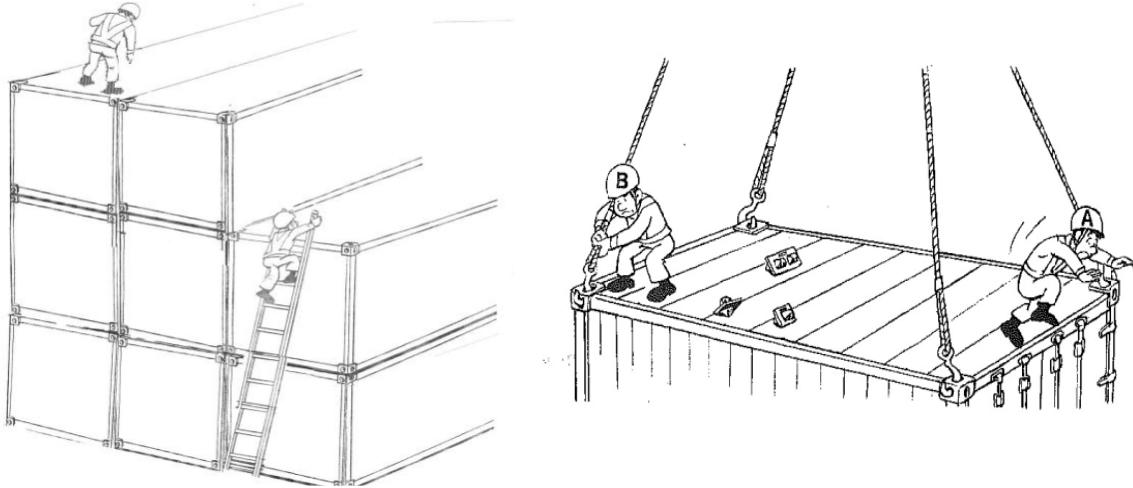


改正法令案のフルハーネスと特別教育に関する質疑応答

Q1ー 今回の改正では、高さが6.75メートルを超える箇所で、作業床を設置することができない場所において作業を実施する場合についてはフルハーネス型の墜落抑止器具の使用と、特別教育の実施が義務づけられているが、高さ6.75メートルを超える多段積みのコンテナ上に作業員が乗ってスタッカー、ブリッジフィッティング等で連結、固縛するときは、コンテナ上は作業床といえるか？フルハーネス着用と特別教育の義務はあるか？



A1ー コンテナの上部は作業床といえず、この高所作業は、ハーネス及び特別教育が必要である。

Q2ー 作業指揮者や合図者がハッチから6.75メートルを超える下の船艙をのぞき込んで作業指揮・合図を行う場合にハッチの周辺部の柵（ハッチコーミング）が高いため、ハッチコーミングの途中の中さんに足を乗せて、安全帯をかけて行うが、これはフルハーネス及び特別教育が必要な高所作業か？



A2ー この作業は、Q1と同様フルハーネス及び特別教育が必要な高所作業である。

Q3ー 船の高所に設置された金網状のキャットウォークは作業床といえるか？

A3ー 手すり設置が可能なキャットウォークは作業床であり、そこでの作業は手すり設置が義務づけられフルハーネス及び特別教育の対象とならない。

参考 作業床の定義

足場の作業床、機械の点検台などの作業のために設けられた床をいう。

安衛則では、建設途上のビルの床部、屋上、橋梁の床版などの平面的な広がりをもった建設物などの部分で、通常その部分で労働者が作業することが予定されているものについても作業床とし、その上からの労働者の墜落を防止するための措置を定めている。

すなわち、地上からの高さが2m以上となっている作業床の端、開口部などであって、労働者が墜落する恐れがある個所には囲い、手摺、覆いなどを設けなければならないことになっている。

(土木・建築工事現場用語集より)